

○八女西部広域事務組合議会定例会の回数に関する条例

(昭和45年10月30日 条例第1号)

改正 昭和52年5月10日条例第1号

改正 令和7年1月7日条例第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条の規定に基づく八女西部広域事務組合議会定例会の回数は、毎年2回とする。

附 則

この条例は、昭和45年10月31日から施行する。

附 則（昭和52年5月10日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年1月7日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。